## 日本人工臓器学会 倫理規定

## 倫 理 綱 領

- 1. 日本人工臓器学会会員は、人工臓器医療の進歩・充実に貢献します。
- 2. 日本人工臓器学会会員は、人工臓器の開発・実用化を通じ、公正かつ透明性を持ってそれ ぞれの分野の専門家としての責任を全うします。
- 3. 日本人工臓器学会会員は、より良い医療を求める人々のため、常に研鑽に励みます。
- 4. 日本人工臓器学会会員は、常に高い倫理観を保ち、社会に貢献します。

## 倫理規定

日本人工臓器学会は、本会会員である医師、臨床工学技士、看護師、研究者、企業人等が、 社会的使命とその責任を自覚し、それぞれの専門分野において常に自己研鑽に励み自らを律 するため、倫理規定を定め社会に寄与するものとする。

- 1. 日本人工臓器学会会員は、常に学術技能の研鑽に励み、 資質の向上を図り高い専門性を 維持し、安全かつ耐久性ある人工臓器の開発・実用化・発展に努める。
- 2. 日本人工臓器学会会員は、人工臓器の専門家であることを十分認識し、最善の努力を払い業務を遂行する。
- 3. 日本人工臓器学会会員は、常に他分野専門職との緊密な連携を図り協力し一貫性を持って、より円滑で効果的かつ全人的な人工臓器医療をめざす。
- 4. 日本人工臓器学会会員は、業務上知り得た情報の守秘義務を有する。
- 5. 日本人工臓器学会会員は、個人の権利を尊重し、思想、信条、社会的地位等により個人を差別することはしない。
- 6. 日本人工臓器学会会員は、後進の育成に努力する。
- 7. 日本人工臓器学会会員は、法令を遵守し、不当な報酬を求める等の社会倫理に反する行為をしない。
- 8. 日本人工臓器学会会員は、互いの交流に努め人格を調練し、相互に律する。

附則 この綱領は令和3年11月25日より施行する。

2023年3月31日日本医学会連合研究倫理委員会より、"学術集会への演題応募における倫理手続きに関する指針"が公表されました。日本人工臓器学会は日本医学会連合加盟学会であり、この指針を順守していく方針です。

リンク

学術集会への演題応募における倫理的手続に関する指針 (2024 年 1 月 10 日一部改正) https://www.jmsf.or.jp/activity/page\_883.html